

新株予約権及び新株予約権付社債に関する 会計処理（案）

平成 14 年 1 月 31 日
企業会計基準委員会

目的

平成 13 年 11 月 28 日に公布された商法等の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 128 号)(以下「改正商法」という。)により、新株予約権及び新株予約権付社債の概念が導入された。新株引受権付社債及び転換社債に関する会計処理については、平成 11 年 1 月 22 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「金融商品会計意見書」という。)及び「金融商品に係る会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)並びに平成 12 年 1 月 31 日(最終改正平成 13 年 7 月 3 日)に日本公認会計士協会から公表された「金融商品会計に関する実務指針」において明らかにされている。これらの現存する会計処理基準等に関連して、改正商法における新株予約権及び新株予約権付社債に関する会計処理をどのように行うかという質問が多いことから、本実務対応報告で当面の取扱いを明らかにすることとした。

会計処理

Q 1 新株予約権の会計処理はどのように行うか？

A

1. 新株予約権の概要

改正商法における新株予約権は、新株予約権を有する者(新株予約権者)が会社に対してこれを行使したときに、会社が新株予約権者に対して新株を発行し、又は新株の発行に代えて会社の有する自己の株式を移転する義務を負うもの(改正商法第 280 条ノ 19)と定義されている。会社は、取締役会(定款で株主総会が決議する旨を定めている場合には株主総会)の決議により、その決議の内容に従い新株予約権を発行することができる(改正商法第 280 条ノ 20 第 1 項)。新株予約権は、従業員等に対するインセンティブとしていわゆるストック

オプションを付与する場合に限らず、一般的に発行することが認められており、また、社債の発行とは別に単独で発行することも認められている。

2. 新株予約権の会計上の性格

新株予約権は、新株予約権者が権利を行使したときに、会社が新株を発行する義務又は新株の発行に代えて自己株式を移転する義務を負うものであり、従来の新株引受権と比較した場合、新株予約権には新株の発行に代えて自己株式を移転することができる点で相違がある。しかし、それは交付する株式の発行時期の相違に過ぎず、新株予約権者の権利行使に伴い行使価額の払込を条件として株式を発行又は移転する義務を負うという点でその経済的実質は同一であるものと考えられる。

3. 新株予約権の会計処理

(1) 発行者側の会計処理

現行の金融商品会計基準等は、新株引受権を単独で発行した場合の会計処理については明示していないが、上記2の整理と新株引受権付社債の会計処理（金融商品会計基準（第六・一）を参照）を勘案すれば、新株予約権を以下のように会計処理することが適切であると考えられる。

「 新株予約権の対価は負債の部に計上し、権利が行使されたときは資本金又は資本金及び資本準備金に振り替え、権利が行使されずに権利行使期限が到来したときは利益として処理する。 」

新株予約権は、発行時点における時価での発行のほか、無償での発行等多様な価格での発行が可能である（改正商法第280条ノ20第2項第3号及び第13号参照）ため、新株予約権が時価以下で発行される場合において時価と発行価額との差額につき発行者側において費用認識すべきか否かは論点となりうる。これまでの会計慣行では、発行価額に基づいて新株引受権を測定していると考えられ、また、従来多くの取引は、行使価格が発行時の株式時価を上回っていたと解される。これらを踏まえ、新株予約権をその発行価額によって計上することが適切であると考えられる。

なお、新株予約権が行使された場合、その対価は株式発行の対価としての性格が認められる。このため、改正商法では原則として資本金に組み入れるものとしており（改正商法第280条ノ20第4項）、新株の発行価額中資本に組み入れない額（改正商法第280条ノ20第2項第10号）を決議している場合には、当該対価は資本金及び資本準備金に振り替えられることに留意する。

注記：以下のパラグラフは、引用している会計基準適用指針公開草案第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針(案)」が確定した時点で挿入

される予定である。

【 また、新株予約権の行使に伴い保有する自己株式を新株予約権者に移転する場合の会計処理は、企業会計基準適用指針第 XX 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」の第 6 項を参照。】

なお、新株予約権の会計処理については、拠出資本への算入と権利行使との関係等、今後本質的な検討が行われる可能性があり、その結果によっては上記の結論に影響を与える余地がある。

(2) 取得者側の会計処理

現行の金融商品会計基準等は、新株引受権を単独で取得した場合の会計処理については明示していないが、新株予約権を以下のように会計処理することが適切であると考えられる。

「 新株予約権は、有価証券の取得として処理するものとする。権利が行使されたときは株式に振り替える。 」

Q 2 新株予約権付社債の会計処理はどのように行うか？

A

1. 新株予約権付社債の概要

改正商法第 341 条ノ 2 第 1 項は、会社の新株予約権を付した社債（新株予約権付社債）の発行を認めているが、新株予約権又は社債が消滅した場合を除き、新株予約権又は社債の一方のみを分離譲渡することを禁止している（改正商法第 341 条ノ 2 第 4 項）。新株予約権付社債を発行する場合には、会社は取締役会（定款で株主総会が決議する旨を定めている場合には株主総会）で改正商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 1 号から第 10 号までの事項を決議しなければならない。なお、改正商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号又は 8 号の決議を行う場合には、社債の発行価額と新株予約権の行使に際して払込を行うべき額の全額とが同額でなければならない（改正商法第 341 条ノ 3 第 2 項）。

2. 新株予約権付社債の会計上の性格

(1) 代用払込が認められる新株予約権付社債

新株予約権者から請求があったときに、新株予約権付社債の全額を償還することに代えて新株発行に際し払い込むべき金額の全額につき代用払込があったものとするときにはその旨（改正商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号）を決議した新株予約権付社債（以下、「代用払込が認められる新株予約権付社債」という。）の場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき額の全額につき新株予約権者が請求したときにのみ代用払込があったものとして処理されるので、新株予約権者に払込方法の選択を認めるものである。

従来の非分離型新株引受権付社債は、新株引受権と社債が分離譲渡できないものであるが、新株引受権の行使に際して代用払込の選択を認める発行決議を行うことも認められていた。このため、代用払込が認められる新株予約権付社債は、従来の非分離型新株引受権付社債とその経済的実質は同一であるものと考えられる。

(2) 代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債

新株予約権の権利行使があったときに代用払込の請求があったものとみなすものとするときはその旨（改正商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 8 号）を決議した新株予約権付社債（以下「代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債」という。）の場合には、新株予約権者が権利行使したときに新株予約権の行使に際して払い込むべき額の全額につき代用払込の請求があったものとみなして処理されるので、新株予約権者に払込方法の選択を認めない新株予約権付社債である。

従来の転換社債は、株式転換権の分離譲渡ができず、社債の発行価額と株式転換権の行使に際して払い込むべき金額とを同額とした上で、株式転換権を行使するときは、必ず社債が償還されて、社債の償還額が株式転換権の行使に際して払い込むべき金額に充てられるものである。このため、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債は、従来の転換社債とその経済的実質は同一であるものと考えられる。

3. 新株予約権付社債の会計処理

(1) 代用払込が認められる新株予約権付社債の会計処理

金融商品会計基準（第六・一・１）では、新株引受権付社債の会計処理について、分離型あるいは非分離型を区別することなく、発行者側及び取得者側ともに社債の対価部分と新株引受権の対価部分に区分して処理する方法（区分法）を適用するものとしている。したがって、代用払込が認められる新株予約権付社債は、従来の新株引受権付社債に準じて、以下のように会計処理することが適切であると考えられる。

① 発行者側の会計処理

「 代用払込が認められる新株予約権付社債の発行価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する。社債の対価部分は、普通社債の発行に準じて処理する。新株予約権の対価部分は負債の部に計上し、権利が行使されたときは資本金又は資本金及び資本準備金に振り替え、権利が行使されずに権利行使期限が到来したときは利益として処理する。 」

② 取得者側の会計処理

「 代用払込が認められる新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する。社債の対価部分は、普通社債の取得に準じて処理する。新株予約権の対価部分は、有価証券の取得として処理するものとする。権利行使されたときは株式に振り替える。 」

なお、代用払込が認められる新株予約権付社債の発行価額又は取得価額を区分する場合には、金融商品会計基準注解（注 15）のいずれかの方法によることができる。このため、区分法におけるいずれかの方法を適用することにより、新株予約権と社債とを個々に会計処理した結果と異なる場合があることに留意する。

(2) 代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の会計処理

金融商品会計基準（第六・一・2）では、転換社債の発行者側の会計処理については、転換社債の発行価額を社債の対価部分と株式転換権の対価部分とに区別せず普通社債の発行に準じて処理する（一括法）又は新株引受権付社債に準じて処理する（区分法）としている。また、取得者側の会計処理については、転換社債の取得価額を社債の対価部分と株式転換権の対価部分とに区別せず普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替えるものとしている。

転換社債の会計処理として一括法を認める理由は、転換社債については株式転換権が行使されると社債は消滅し、社債の償還権と株式転換権が同時に各々存在し得ないことから、それぞれの部分を区分して処理する必要性は乏しいと考えられること（金融商品会計意見書七 1 参照）に求められるが、この理由は転換社債と経済的実質が同一であるものと考えられる代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の会計処理においても、そのまま適用されるものと考えられる。したがって、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債は、従来の転換社債に準じて、以下のように会計処理することが適切であると考えられる。

① 発行者側の会計処理

「 代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の発行価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分の各々の発行価額を合算し、普通社債の発行に準じて処理する。又は、代用払込が認められる新株予約権付社債の会計処理に準じて処理する。 」

② 取得者側の会計処理

「 代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず、普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替える。 」

Q 3 新株予約権と社債とを同時に募集し、かつ、両者を同時に割り当てている場合、新株予約権及び社債の会計処理はどのように行うか？

A

改正商法では、従来の分離型新株引受権付社債と同じような形態で資金調達を行う場合には、新株予約権と社債と同時に募集し、かつ、両者を同時に割り当てることによって行われる。この場合、新株予約権と社債は別々に証券が発行されるので発行後には個別に流通することになるが、新株予約権と社債とを同時に募集し、かつ、両者を同時に割り当てる場合には発行時において両者は実質的に一体のものとみられるため、その経済的実質は従来の分離型新株引受権

付社債と同一であるものと考えられる。

金融商品会計基準（第六・一・１）では、新株引受権付社債について区分法を適用するものとしているので、その会計処理は区分法で行うことが適切であると考えられる。なお、新株予約権と社債とを同時に募集し、かつ、両者を同時に割当てていないような場合でも、実質的に一体のものとみられるときは従来の分離型新株引受権付社債と同一であると考え、新株予約権及び社債を個別に会計処理せずに、区分法（Ｑ２のＡを参照）を適用することに留意する。

Ｑ４ 従業員等に対するインセンティブとして無償で新株予約権を付与した場合、その新株予約権の会計処理はどのように行うか？

Ａ

従業員等に対するインセンティブとして新株予約権を付与した場合（いわゆるストックオプション）のその新株予約権の会計処理については、現在準拠すべき包括的な会計基準は設定されていない。したがって、ストックオプションに係る会計基準が設定されるまでの当面の会計処理として、Ｑ１のＡにある新株予約権の会計処理に準じて行うことが適切であると考えられる。すなわち、これまでの会計慣行では、発行価額に基づいて新株引受権を測定していると考えられ、また、従来多くの取引は、行使価格が発行時の株式時価を上回っていたと解される。これらを踏まえ、新株予約権をその発行価額によって計上することが適切であると考えられる。このため、無償で付与される新株予約権の場合には、負債は認識せず費用の認識も行われたいものと考えられる。

適用時期

Ｑ５ 本実務対応報告はいつから適用されるか？

Ａ

改正商法は、平成 14 年 4 月 1 日から施行されるので、本実務対応報告も平成 14 年 4 月 1 日以降発行される新株予約権及び新株予約権付社債に適用される。

以 上